

特定非営利活動（NPO）法人
クリエイト静岡定款

静岡市葵区田町5丁目20番地
電話 054-208-1080
fax 054-205-1088

特定非営利活動法人クリエイト静岡設立趣旨書

1. 趣旨

歴史的な 2000 年代の初頭を迎えて、今後の高齢社会を展望するとき、何よりも高齢者が地域で人間として尊重され、平和で、生き生きと、安心して暮らせることが、ますます重要になっています。

そのために私達は行政とも連携し、非営利活動法人としての特性を生かし、地域社会にある自治や助け合いの力に依拠し、施設づくりやサービスの提供を進めたいと思います。

当面は、民間の通所介護施設（デイサービス）をボランティアの協力を得て、介護保険事業内外の一翼を担ってゆきます。さらに、ホームヘルパー養成講座の開催、ヘルパー派遣事業、グループホーム事業等にも取り組む考えです。

2. 申請に至るまでの経過

私達は 5 年間前、地域で深刻な「介護地獄」で苦しんでいる人達の要求に応えようと、静岡市で不足している特別養護老人ホームの建設準備に取り組みました。会員数 1400 名余となり、市民を対象に介護保険シンポジウムの開催、映画「安心して老いるために」「黄落」の自主上映会、資金集めのためのバザー、3 級ヘルパー養成講座など、に取り組みました。しかし、最終的には建設予定地周辺の一部地主や町内会の協力が得られず、計画を断念しました。

私達はその間に蓄積してきた人材、資金、情報、運動を継続発展させていくための検討もしてきました。その結果、会の名称を「静岡市に特別養護老人ホームをみんなの手でつくる会」から「高齢者が安心して暮らせるまちをつくる会」（平成 11 年 11 月 20 日、第 4 回会員総会）に改めること、特定非営利活動法人格取得を目指す事、通所介護施設事業をスタートさせる事等を確認しました。

本年 1 月には、通所介護（デイサービス）施設「友遊」を静岡市田町 5 丁目 20 番地に一戸建ての借家を改装しオープンしました。開所式や祝う会には静岡市長の祝電をはじめ、町内会長、老人会長、民生委員、静岡健康友の会、ボランティアグループなど、各種団体の参加を得て盛大にお祝いしていただきました。厳しい運営も予想されますが、非営利活動法人の最初の事業として、地域の高齢者の期待応えていけるよう、理事・会員全力で発展させるつもりです。

今般、特定非営利活動促進の施行により法人化の道が開けたため、団体としての活動基盤を充実強化し、将来に渡って永続的に安定した公共的サービスの提供を担える組織とするために、設立申請するものです。

平成 12 年 2 月 11 日 設立準備委員会発足

平成 12 年 2 月 26 日 設立総会

平成 12 年 2 月 28 日 特定非営利活動法人クリエイト静岡

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クリエイト静岡という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区田町5丁目20番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会で高齢者・障害者が人間として尊重され、平和で生き生きと安心して暮らしていけるよう民間サイドから、幅広い保健・福祉活動などに取り組むことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①在宅介護、通所介護に関わる事業
 - ②高齢者の自立支援に関わる事業
 - ③給食・配食サービスに関する事業
 - ④高齢社会に関する調査・研究・研修・啓発・相談等の事業
 - ⑤地域のまちづくりに関するふれあい事業
 - ⑥介護教室、ホームヘルパー研修等、地域の教育研修事業
 - ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

⑧その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、本会の目的に賛同して入会し、所定の入会金と会費を納める、個人又は団体とし、会員をもって法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やか、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。
- (4) 正当な理由なく会費を継続して2年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 7人以上13人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告するために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会、みなし総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - 3 みなし総会の議事録、前2項に関わらず、正会員が書面により同意の意思表示をしたことにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の議決があったものみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされる日
 - (4) 議事録の作成に係る職務をおこなった者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長のほか会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第42条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する日の5日前までに総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予算費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、選定した特定非営利活動法人又は公益法人に寄付することとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 入会金 5,000円 (2) 年会費 一口 1,000円以上
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2001年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2000年12月31日までとする。

別紙 設立当初の役員名簿

職名	氏名	役職名	氏名
理事長	鈴木良治	理事	河瀬幸代
副理事長	中村貞一	理事	北山禮子
理事	石上學	理事	服部憲幸
理事	井田正彦	理事	神谷滋子
理事	上田素子		
監事	長谷川清	監事	小林馨